（附属品の漏えい試験）

第五十四条　附属品の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては、試験は最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては、試験は最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

三　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては、最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

四　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては、〇・二メガパスカル以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

（附属品再検査における附属品の規格の基準）

第五十五条　規則第二十条第一項第三号の附属品の規格の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

第九章　検査設備の基準

（検査設備の基準）

第五十六条　規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　［略］

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ハ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

（附属品の漏えい試験）

第二十二条　附属品の漏えい試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の容器に装置されている附属品にあっては、試験は最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

二　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える容器に装置されている附属品にあっては、試験は最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

［新設］

［新設］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十三条　規則第二十条第一項第三号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

［新設］

（検査設備の基準）

第二十四条　規則第二十四条第三号の告示で定める検査設備の基準（容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　［略］

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

［新設］